

確認書 (令和5年度)

新規

※以下は保育所（園）等利用に関する重要事項となります。内容を必ずご確認の上チェック（）してください。

	チェック欄
○保育所入所には、保育を必要とする事由とその証明書が必要です。保育を必要とする事由がない方は入所できません。	<input type="checkbox"/>
○支給認定申請書は、 <u>提出により保育所等入所の予約や確定をするものではありません。</u>	<input type="checkbox"/>
○ <u>入所決定は市が行います。</u> 保育所等は入所の決定に関与しません。	<input type="checkbox"/>
○ <u>保育所等の状況により、希望する施設に入所できない場合があります。</u> 入所の決定は国が定めた基準（定員等）に基づいて行います。	<input type="checkbox"/>
○4月入所の場合は、認定事務および利用調整事務が集中するため審査に時間を要することから、認定の可否は利用調整の結果とともに2月下旬頃にお知らせします。	<input type="checkbox"/>
○6月以降の途中入所の <u>申請の締め切りは入所希望月の前月5日です。</u> （郵送で手続きの場合は 必着 です。）	<input type="checkbox"/>
○締め切りまでに提出された書類で審査をします。締め切りを過ぎて提出された書類や、提出時に未記入となっている部分については入所審査に考慮いたしません。	<input type="checkbox"/>
○ならし保育の為に入所日を繰り上げることはできません。入所日以前に必要な場合は一時預かりをご利用ください。	<input type="checkbox"/>
○ <u>利用調整は保育を必要とする要件が高いほうから順次行います。</u> 先着順、知人の紹介、第一希望などの理由により優先されることは一切ありません。	<input type="checkbox"/>
○保育時間（標準時間、短時間）の決定は <u>通勤時間+勤務時間</u> を目安としますが、証明書から妥当性を確認できる場合はこの限りではありません。規定の保育時間帯を超えて利用が発生した場合は延長料金がかかります。	<input type="checkbox"/>
○就労状況、家庭状況などが変わった場合は、手続きが必要な場合がありますので子ども保育課へ必ずお知らせください。手続きなく変更が判明した場合や申請内容と事実が異なる場合は施設の利用を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
○ <u>市町村民税が未申告の場合は保育料の算定ができないため、最高額での算定となります。</u>	<input type="checkbox"/>
○課税状況に修正等があった場合は、その確認ができた翌月分より保育料を変更します。さかのぼっての変更は致しませんので、修正申告等されたときはお知らせください。	<input type="checkbox"/>
○同居の世帯員（祖父母など）がいる場合、父母（ひとり親家庭は父または母）の所得金額の合計が48万円未満のときは、保育料の算定に同居の世帯員を加えます。（住民票上の世帯にかかわらず、同一住所は同居とみなします。）	<input type="checkbox"/>
○事実婚と認められる家庭状況の場合、同居の世帯員の課税状況を加味し、就労証明書等の書類を提出いただきます。	<input type="checkbox"/>
○提出書類は年度末まで有効としますが、証明書の期限切れなどに応じて書類の再提出をお願いする場合があります。	<input type="checkbox"/>
○入所後、毎年12月に次年度継続利用の申請書類（現況届、就労証明書等）を提出いただきます。 <u>年度ごとに書類の提出が必要です。</u>	<input type="checkbox"/>
○申請内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽がある場合や必要書類を提出しない場合は、支給認定及び保育所等の利用決定を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
○保育料の納付期限（口座振替日）は月の末日です。（月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）	<input type="checkbox"/>
○保育料滞納について、督促状の送付や、市から連絡や訪問を行う場合があります。	<input type="checkbox"/>
○保護者に保育料の誤納または過納があった場合は、未払いの保育料（過去の未払い保育料を含む）にこれを充当し、年度内に充当しきれなかったものについては還付します。	<input type="checkbox"/>
○ <u>保育料の滞納のある世帯は、入所決定の際に不利になる場合があります。</u>	<input type="checkbox"/>

保育所等利用の案内、入所に関する書類は全て読み、内容を理解しています。
また、上記項目について確認、理解、了承したうえで、保育所等の入所申込をします。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

【裏面のチェックシートは提出物のチェックなどにご活用ください。】

チェックシート (この用紙も一緒に提出してください)

新規・継続・転園

児童氏名	生年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

保護者氏名 _____

第一希望保育所名 _____
 保育園 (所) _____

◎提出物チェック (用意できたものについてチェックしてください。)

○新規入所	チェック	○継続入所	チェック	○転園・広域	チェック
保育給付認定申請書	<input type="checkbox"/>	保育給付認定現況届	<input type="checkbox"/>	利用申込書	<input type="checkbox"/>
申請児童状況票	<input type="checkbox"/>	確認書	<input type="checkbox"/>	申請児童状況票	<input type="checkbox"/>
確認書	<input type="checkbox"/>	運転免許証等の本人確認ができるものの写し	<input type="checkbox"/>	退所届の記入 (転園のみ)	<input type="checkbox"/>
運転免許証等の本人確認ができるものの写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	確認書	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	運転免許証等の本人確認ができるものの写し	<input type="checkbox"/>

◇保育を必要とする事由を証明する書類 (提出必須書類) 用意できたものにチェックしてください。

父母それぞれ保育を必要とする事由の証明書を提出してください。補助書類が該当の方は併せて提出ください。

	チェック
○就労 (内定) している	
就労先が法人登記している場合、補助書類不要	
就労証明書 (父)	<input type="checkbox"/>
就労証明書 (母)	<input type="checkbox"/>
漁業の方 補助書類	
就労者本人の保険証の写し	<input type="checkbox"/>
扶養されている方 補助書類	
給与明細書 (直近3カ月分程度) など収入を証明する書類の写し	<input type="checkbox"/>
自営業・農業の方 補助書類	
営業許可証や開業届の写し、収入を証明する書類の写し	<input type="checkbox"/>
(いずれか1部添付)	
または納品受領書など取引関係が分かる書類の写し	<input type="checkbox"/>

※取引関係のわかる書類は、取引先の社印があるものに限り、提出時に発行より3カ月を超えるものは無効です。

●就労以外の事由で入所する場合

申立書や誓約書 (保育所や子育て支援課でお配りしております。) と補助書類を提出してください。

※補助書類のみの提出で入所はできません。必ず申立書または誓約書とセットでご提出ください。

	チェック
○産前・産後休暇を取得中 (取得予定)	
就労証明書 (休暇欄記入必須)	<input type="checkbox"/>
○妊娠・出産 (未就労の方)	
保育を必要とする申立書	<input type="checkbox"/>
産前2カ月～産後2カ月の期間 補助書類	
母子手帳の写し (氏名と分娩予定日のわかるページ)	<input type="checkbox"/>
○疾病・障がい	
保育を必要とする申立書	<input type="checkbox"/>
補助書類	
通院を証明するもの (領収書など) の写し	<input type="checkbox"/>
○介護・看護	
保育を必要とする申立書	<input type="checkbox"/>
補助書類	
通院を証明するもの (領収書など) の写し	<input type="checkbox"/>
○就学している (する予定)	
保育を必要とする申立書	<input type="checkbox"/>
補助書類	
在学証明書または学生証の写し 就学時間のわかるもの	<input type="checkbox"/>
○求職活動中	
誓約書兼求職活動報告書	<input type="checkbox"/>
補助書類	
求職活動を証明する書類 (ハローワーク登録証など) の写し	<input type="checkbox"/>
○育児休業中 (取得予定)	
就労証明書 (休暇欄記入必須)	<input type="checkbox"/>

※育児休業中の新規入所については、入所月の翌14日までに復職予定の方のみ入所選考の対象となります。

◇保育料を算定するための書類 (該当の方のみ)

	チェック
○単身赴任等で大田市に住民登録の無い方	
個人番号 (マイナンバー) 届出書	<input type="checkbox"/>
○外国で課税されている方	
所得額を証明するもの	<input type="checkbox"/>

※父母両方の税額により保育料を算定します (ひとり親を除く)。未申告の場合は、保育料は最高額での算定となります。

※上記の他、状況に応じて補助書類、証明書等の提出をお願いすることがあります。